

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部改正)</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下「占有期間」という。）の初日の属する月から占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円を超える場合であって、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占有期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有期間の初日の属する月から当該年度における占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円を超える場合であって、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可をした占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下「占有期間」という。）の初日の属する月から占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円を超える場合であって、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占有期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有期間の初日の属する月から当該年度における占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円を超える場合であって、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。</p>

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1	<u>190円</u>
	第二種電柱	月	<u>291円</u>
	第三種電柱		<u>393円</u>
	第一種電話柱		<u>169円</u>
	第二種電話柱		<u>271円</u>
	第三種電話柱		<u>373円</u>
	その他の柱類		<u>17円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>2円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1月	<u>1円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1 月	<u>166円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>102円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1 月	<u>339円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>142円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>659円</u>

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1	<u>180円</u>
	第二種電柱	月	<u>277円</u>
	第三種電柱		<u>374円</u>
	第一種電話柱		<u>161円</u>
	第二種電話柱		<u>258円</u>
	第三種電話柱		<u>354円</u>
	その他の柱類		<u>16円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>2円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1月	<u>1円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1 月	<u>158円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>97円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1 月	<u>322円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>135円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>646円</u>

	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>339円</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>322円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	<u>7円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	<u>7円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>10円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>10円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>15円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>14円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>20円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>19円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>30円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>29円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>41円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>39円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>71円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>68円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>102円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>97円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>203円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>193円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>339円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>322円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室の階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室の階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額

る施設			を12で除して 得た額
		階数が2のもの	Aに0.006 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
	上空に設ける通路		329円
	地下に設ける通路		198円
	その他のもの		339円
法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占有面積1平 方メートルに つき1日	22円
	その他のもの	占有面積1平 方メートルに つき1月	659円
政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除 く。）	表示面積1平 方メートルに つき1月	659円
	標識	1本につき1	271円

る施設			を12で除して 得た額
		階数が2のもの	Aに0.008 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た額を 12で除して得 た額
	上空に設ける通路		323円
	地下に設ける通路		194円
	その他のもの		322円
法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占有面積1平 方メートルに つき1日	22円
	その他のもの	占有面積1平 方メートルに つき1月	646円
政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除 く。）	表示面積1平 方メートルに つき1月	646円
	標識	1本につき1	258円

		月	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>22円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>659円</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事に用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>22円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>659円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>6,586円</u>
	その他のもの		<u>3,293円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>339円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額を12で除して得た額
政令第7条第4号に掲げる工事に用施設及び同条第			<u>659円</u>

		月	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>22円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>646円</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事に用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>22円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>646円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>6,462円</u>
	その他のもの		<u>3,231円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>322円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額を12で除して得た額
政令第7条第4号に掲げる工事に用施設及び同条第			<u>646円</u>

5号に掲げる工事用材料	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの
	上空に設けるもの
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの
	階数が1のもの
	階数が2のもの
	階数が3以上のもの

339円
$A \times 0.01$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.022$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.005$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.007$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.009$ を乗じて得た額を12で除して得た額

5号に掲げる工事用材料	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの
	上空に設けるもの
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの
	階数が1のもの
	階数が2のもの
	階数が3以上のもの

322円
$A \times 0.012$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.023$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.005$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.008$ を乗じて得た額を12で除して得た額
$A \times 0.01$ を乗じて得た額を12で除して得た額

	その他のもの
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物
	その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物
	その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

$\frac{A \times 0.031}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.01}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.007}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.017}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.012}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.01}{12}$ を乗じて得た額

	その他のもの
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物
	その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物
	その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

$\frac{A \times 0.033}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.012}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.009}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.023}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.009}{12}$ を乗じて得た額
$\frac{A \times 0.012}{12}$ を乗じて得た額

		た額			得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額 を12で除して 得た額		上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額 を12で除して 得た額		その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額 を12で除して 得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た額 を12で除して 得た額
備考 略			備考 略		